

ゼロカーボン動画コンテスト

【募集要項】

1 概要

かけがえのない美しく豊かな自然環境や持続可能な社会を未来に引き継いでいくために、ゼロカーボンの実現に向けた取組を推進する PR 動画を募集します。

2 募集内容

(1) テーマ

省エネルギー、再生可能エネルギー、食品ロス削減、サステナブルファッション、有機農業、里山再生、生物多様性保全等のゼロカーボン実現につながる取り組み

(2) 作品

- 動画の長さ 1 分から 3 分までの PR 動画
- 表現方法は問いません。実写、CG、アニメ、スライド、ドキュメンタリー、フィクション等すべて可とします。
- 動画中の言語表現において、日本語以外の言語で行う場合は、PR 動画に日本語訳の字幕を表示することとします。

3 募集期間

令和 7 年 10 月 1 日（月）～令和 7 年 10 月 31 日（金）（必着）

4 応募資格

長野県内在住の方であれば、どなたでも応募できます。個人、グループを問いません。

5 作品の取扱い

- 入賞作品は、信州環境カレッジのホームページに掲載ほか、以下の SNS、長野県有施設等で放映します。
 - ・長野県公式 X（旧 Twitter） ・インスタグラム ・フェイスブック ・YouTube
 - ・長野県庁 1 階モニター ・くらしふと信州 ・県公式ホームページムービーピックアップ

6 応募方法

- 信州環境カレッジのホームページにある「動画コンテスト」特設ページから「応募フォーム」にアクセスしていただき、必要事項をご記入の上、「送信ボタン」をクリックしてください。
- フォーム送信後、ご登録いただいたメールアドレスに受領メールが届きます。届かない場合は、事務局までお問い合わせください。
- 応募フォームの制作者名欄は、応募作品の制作者として表示します。制作者名は、グループ名でも仮名でも結構です。
- 応募は無料です。ただし、動画の製作費、応募に係る送料等一切の費用は、応募者本人の負担とします。

7 応募上の注意

- 動画データファイルの形式は MP4 とします。
- PR 動画の解像度は「1080×1920px」とします。
- PR 動画のアスペクト比は「9：16」とします。
- 応募作品は、未発表のオリジナルのものに限ります。
- 応募は 1 人につき 1 作品とします。
- 編集ソフト等による加工、編集は自由とします。
- 応募作品に用いる素材は、応募者本人が撮影・録音したもの、または権利者から事前に使用許諾を得たもの、あらかじめ権利者が使用を認めているものに限ります。応募者本人が撮影・録音したもの以外を作品に利用した場合、応募フォームの所定の欄に必ず記入してください。（権利に関わる問題が発生した場合、長野県は関与しません。）
- 政治目的、宗教等の宣伝や勧誘を意図するものでないものとします。

8 審査

- 審査は、令和 7 年 11 月に行い、審査結果は 11 月下旬までに応募者に通知する予定です。
- 長野県知事賞は、長野県環境部環境政策課が指名する審査員により審査を行います。
- 協賛企業賞は、協賛企業が審査を行います。
- 審査結果は、WEB サイトで公表します。なお、審査内容・採点結果は公表しません。

9 入賞

入賞者には、賞状の授与及び副賞の贈呈を行います。

長野県知事賞	1 点	【副賞】 環境に配慮した製品を選べるカタログギフト	5 万円相当
【協賛企業賞】 【信州スポーツクラブ賞】	数点 数点	【副賞】 環境に配慮した製品を選べるカタログギフト スポーツクラブのグッズ など	1 万円相当

10 主催：長野県

11 個人情報

応募用紙に記載された応募者の個人情報は、当コンテストの運営に必要な範囲で利用し、本人の承諾なしで目的以外に利用、又は第三者に提供しません。

12 著作権について

- 入賞作品の PR 動画の著作権は応募者に帰属しますが、長野県及び長野県が許可した団体等は、応募者の許諾を要することなく、無償で入賞作品の PR 動画を使用できるものとし、応募者はこれに同意したものとみなします。
- 長野県は、無償で、入賞作品の PR 動画の二次利用（複製、編集、上映、頒布等）できるものとします。ただし、その際は、当該入賞作品の PR 動画の応募者と協議するものとします。
- 応募者は、動画に関して著作権者人格権を一切行使しないこととします。

13 禁止事項

次に該当する、あるいは該当するおそれがあると長野県が判断した場合は、応募者に通知することなく動画の応募を無効とし、審査の対象から除きます。

- (1) 法律等に違反する又は違反するおそれのあるもの
- (2) 個人、企業、団体等の中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
- (3) 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的所有権を侵害するもの
- (4) 政治的目的、宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝又は勧誘を意図するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう）が関与していると認められるとき
- (7) 立ち入り禁止、撮影禁止場所で撮影されたもの
- (8) 他の動画サイト等で公開されているもの
- (9) 他の個人、企業、団体等になりすましたもの
- (10) 前 2、4、7 に規定する条件等を満たさないもの
- (11) 本コンテストの適正な運用を妨げるもの
- (12) その他、長野県が不適切と判断したもの

14 問い合わせ

問い合わせ専用の問合せフォーム（ホームページの問い合わせフォーム）にてお願いします。